

生食基発 1006 第 3 号
平成 28 年 10 月 6 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部基準審査課長
(公 印 省 略)

食品中の食品添加物分析法の改正について

食品中の食品添加物の分析法については、「食品中の食品添加物分析法について」（平成 12 年 3 月 30 日付け衛化第 15 号厚生省生活衛生局食品化学課長通知）の別添「第 2 版 食品中の食品添加物分析法」により定めているところです。

本日、過酢酸等が食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 10 条の規定に基づく添加物として指定されたことに伴い、「第 2 版 食品中の食品添加物分析法」を下記のとおり改正したので、関係者への周知方よろしく申し上げます。

記

食品添加物分析法各条の「過酸化水素」を別添のとおり改める。